

長久手市中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、企業・団体・個人事業主等（以下「民間企業等」という。）が長久手市の文化や知識を支える社会貢献活動の一環として、長久手市中央図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供することにより、図書資料等購入のための財源を確保し、図書館利用サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 図書館に雑誌を提供しようとする民間企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）は、図書館利用者の貸出・閲覧等に供する雑誌の購入代金を負担するものとする。（以下、当該雑誌を「スポンサー誌」という。）

2 雑誌スポンサーは、長久手市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）に基づく広告をスポンサー誌の最新号カバーに広告媒体として掲載することにより、社会貢献への参加を周知することができる。

3 図書館は、雑誌スポンサーの名称等を館内及び図書館ホームページで、公表することができる。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーは、民間企業等を対象とし、個人は対象としない。

2 雑誌スポンサー希望者が広告掲載要綱第3条第3項のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものである場合は、雑誌スポンサーの対象としない。雑誌スポンサーが契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(スポンサー誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中からスポンサー誌を選定する。

(スポンサー誌の提供期間)

第6条 スポンサー誌の提供期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中において雑誌スポンサーの決定があった場合は、そ

の決定の翌月から当該年度の末日までとする。

- 2 提供期間の更新について、期間満了の3か月前までに雑誌スポンサー又は市長のいずれからも取消しの意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。ただし、館長が認めるときは、この限りでない。

(広告等の規格および周知)

第7条 広告等の規格及び周知方法は、別表に定める。

- 2 スポンサー誌の配架場所は、図書館が決定する。

(雑誌スポンサー制度の申込方法)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、「長久手市中央図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1)」(以下「申込書」という。)を市長に提出するものとし、同一の雑誌について複数の申込者があつたときは、先着順とする。

- 2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 民間企業等概要
- (2) 雑誌カバー表面のスポンサー名原稿案(名称の表示を希望する場合)
- (3) 雑誌カバー裏面の広告案(広告の掲載を希望する場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(広告の審査及び決定)

第9条 館長は、前条の広告掲載の希望があつたときは、広告掲載要綱第10条に規定する審査会に審査依頼する。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「長久手市中央図書館雑誌スポンサー認定・不認定決定通知書(様式第2)」により申込者に通知するものとする。

(広告の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、広告の内容を変更しようとする場合は、「長久手市中央図書館雑誌スポンサー広告変更申込書(様式第3)」により、広告原稿を市長に提出し、審査を受けなければならない。ただし、広告変更内容が軽微なもので、館長が認めるときは、この限りでない。

- 2 広告内容の変更は、1年度に1回とする。

(スポンサー誌の購入費支払方法)

第11条 第9条の規定により認定の決定を受けた雑誌の購入費用は、次に掲げる

支払方法により、雑誌スポンサーが図書館が契約する雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

(1) 支払方法は、納入業者と協議する。定価等の変動により過不足が生じた場合は、年度末に納入業者と清算する。

(2) 振込手数料等の支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(スポンサー誌が休廃刊となった場合)

第12条 スポンサー誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーと図書館で協議のうえ、雑誌リストの中から他の雑誌をスポンサー誌に振り替えることができる。

(スポンサー誌が不明となった場合)

第13条 スポンサー誌の最新号雑誌が不明となった場合は、図書館が当該雑誌を購入して配架する。

(スポンサー誌の所有権)

第14条 スポンサー誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第15条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第16条 市長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、雑誌スポンサーの取り消しをすることができる。

(1) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(2) 広告掲載要綱第9条に該当したとき。

(3) 雑誌スポンサーが「長久手市中央図書館雑誌スポンサー取下げ申込書(様式第4)」により、雑誌スポンサーの取下げを申し出たとき。

(4) 指定する期日までに雑誌の購入費用を納入業者に納付しなかったとき。

(5) 雑誌スポンサーが第4条の規定に適合しないことが判明したとき。

(6) その他雑誌スポンサーとして適切でないと館長が判断したとき。

2 市長は、市の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、雑誌スポンサーを取り消しすることができる。

3 前2項の理由により広告掲載の取消しをした場合は、「長久手市中央図書館雑誌

スポンサー決定取消通知書（様式第5）」により当該雑誌スポンサーに通知するものとする。

- 4 雑誌スポンサーの取消しをした場合は、雑誌スポンサーが負担した雑誌の購入費用の補償は行わないものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

別表（第7条関係）

広告等掲載箇所		種類	サイズ	色	その他
1	最新号雑誌 カバー表面	スポンサー名	縦4 cm 横13 cm 以内	広告主指定又は 白地に黒文字	データのサイズ枠外部に雑誌スポンサーである表示を図書館が追加し貼付
2	最新号雑誌 カバー裏面	片面広告1枚	A4以内	カラー	
3	最新号雑誌 の棚面	2と同じもの			
4	長久手市中央図書館ホームページ	雑誌スポンサー名、スポンサー誌等の紹介			

